

○熊本県少年警察活動に関する訓令の運用について（通達）

平成20年9月1日

熊少第311号

少年法（昭和23年法律第168号）及び少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）が一部改正され、触法少年の事件に係る調査手続が整備されたことなどに伴い、熊本県少年警察活動に関する訓令（平成14年熊本県警察本部訓令第15号）を全部改正し、平成20年9月1日から施行することとした。改正後の熊本県少年警察活動に関する訓令（平成20年熊本県警察本部訓令第16号。以下「訓令」という。）の運用上の留意事項は、下記のとおりであるから事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、「熊本県少年警察活動に関する訓令の運用について（通達）」（平成14年12月27日付け熊少第373号）は、本通達の施行をもって廃止する。

記

1 総則（第1章関係）

(1) 用語（第2条関係）

少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）により、特定少年（18歳及び19歳の者をいう。以下同じ。）について保護事件の特例が定められたが、少年法における少年の定義（20歳に満たない者）が改められたものではなく、少年警察活動規則においても少年とは20歳に満たない者をいうとされている。また、犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第1号）により、要保護少年の定義について、児童虐待を受けたと思われる児童に該当する場合を除くとされ、格別に児童虐待を受けたと思われる児童が定義されたことに留意すること。

(2) 少年警察活動の基本（第3条関係）

ア 健全育成の精神（第1号関係）

「規範意識の向上」は、少年の非行の防止に不可欠な要素であり、また、「立ち直り」とは、非行少年及び不良行為少年が立ち直ることのみならず、被害少年がその精神的打撃から立ち直ることも含むものである。

少年警察活動を行うに当たっては、少年が立ち直ってこそ「少年の健全な育成」という最大の目的が達成されることに留意すること。

また、少年警察活動に携わる者は、「少年の健全な育成」を期するため、人格の向上と識見のかん養に努め、少年及び保護者（保護者に代わるべき者を含む。以下同じ。）その他の関係者の信頼が得られるように努めること。

イ 少年の特性の理解（第2号関係）

「少年の心理、生理その他の特性に関する深い理解をもって」とは、少年が心身共に成長期にあって環境の影響を受けやすいこと、可塑性（少年が非行から立ち直る可能性を意味する。）に富むことなどを理解する必要性を示したものである。

ウ 処遇の個別化（第3号関係）

「最も適切な処遇の方法を講ずる」とは、個別の少年の特性に応じて最善の処遇を講ずることの必要性及びその前提として少年自身とその環境を深く洞察し、問題点を把握することの必要性を示したものである。

エ 秘密の保持（第4号関係）

「秘密の保持に留意」すべきことを特に規定したのは、非行少年に係る事件の捜査又は調査、不良行為少年の補導、少年相談等により知り得た秘密を漏らしてはならないことは当然のこととして、少年の立ち直りを期す上では、少年その他の関係者のプライバシーの保護に特に配慮し、秘密の保持について不安を抱かせないことが重要と考えられるためである。

オ 國際的動向への配慮（第5号関係）

「国際的動向」とは、例えば、児童の権利条約の採択、児童の商業的性的搾取に反対する世界会議の開催等児童の商業的性的搾取に関する取組が世界的に行われていることが挙げられるが、このような国際的な動向に十分配慮する必要性を示したものである。

なお、これらの動向を踏まえて、日本人が国外において敢行する児童買春等の、インターネットを利用した児童ポルノ等の積極的な取締り及び児童の性的搾取等の防止のための広報啓発を強力に推進すること。

(3) 関係機関、ボランティア等との連携・協働（第4条関係）

「その他の少年の健全な育成に關係する業務を行う機関」には、精神保健福祉センター等が考えられる。「その他の少年の健全な育成のための活動を行うボランティア又は団体」としては、市町村、青少年センター等において委嘱されている少年補導委員又は少年指導委員、PTA等が挙げられる。

また、関係機関との連携・協働に際しては、警察から協力を求めるほか、関係機関が主体となって実施する活動にも積極的に協力すること。

(4) 肥後っ子サポートセンター（第11条関係）

肥後っ子サポートセンターの組織、運営要領等については、「「肥後っ子サポートセンター」の設置及び運営要綱の制定について（通達）」（平成11年3月25日付け熊少甲第821号）による。

2 一般的活動（第2章関係）

(1) 街頭補導の効果的実施（第18条関係）

「その他の少年のたまり場となりやすい場所」には、広場、興業場、デパート、ショッピングセンター等が考えられる。

(2) 少年相談の記録（第22条関係）

少年相談を受けたとき作成する相談等カードは、少年担当係において原本又は写しを保管し、その処理の状況を明らかにしておくこと。

(3) 継続補導実施経過の記録（第26条関係）

「別に定める書面」とは、「「肥後っ子サポートセンター」の設置及び

運営要綱の制定について（通達）」の別記様式2のサポート活動経過表をいう。

(4) 少年の社会参加活動等（第27条及び第28条関係）

少年の非行の防止や保護のためには、少年に対してその身体的・精神的よりどころとなる居場所を提供することが重要である。具体的には、警察署の道場等における少年柔剣道教室及びスポーツ大会をはじめ、関係機関、ボランティア等と協力して行う公園の清掃、落書き消し等の環境美化活動、福祉施設の訪問、生産体験活動など、少年の居場所づくりに資する多種多様な活動を新たな発想に基づき推進するよう努めること。

また、この種の活動を効果的に実施するためには、学校その他の関係機関が実施する少年の健全な育成のための活動との役割分担に配意すること及び警察が有する少年警察活動に関する知識、経験その他の専門性をいかすことが重要である。

(5) 情報発信（第29条関係）

少年警察活動については、家庭、学校、地域社会と一体となって取り組むことが極めて重要であることに鑑み、県民に少年の非行情勢や犯罪被害の実態を周知し、少年警察活動に対するより深い理解と積極的な協力を得るとともに、県民、関係機関、ボランティア等の自発的な活動を促し、支援するために、関係する情報を積極的に発信すべきである。

また、情報発信に際しては、熊本県学校等警察連絡協議会をはじめとする関係機関の開催する協議会の場を活用して具体的な意見交換を行い、又は学校等の関係機関において開催する講習会等に積極的に協力し、警察における取組状況を説明するなど、少年警察活動に関する専門的な知識、技能、情報等が、関係機関における少年の健全育成に向けた各種の活動に効果的に反映されるように配慮すること。

(6) 民間の自主的活動に対する配慮（第33条関係）

「その求めに応じ必要な配慮を加える」とは、20歳未満の者の飲酒及

び喫煙を防止するための関係業者、業界団体のキャンペーン、有害図書の自動販売機の撤去運動等の民間の自主的な活動を支援し、協力することを意味するものである。

3 非行少年等についての活動（第3章関係）

(1) 捜査又は調査に伴う措置（第35条関係）

関係機関に送致され、又は通告された非行少年については、当該機関における措置にゆだねられることとなることを前提とした上で、個別の事件によっては、他機関における措置にゆだねるまでに時間的間隙が生じる場合があり、その間何らの措置も執らない場合には、当該少年を極めて不安定な立場に置くことになるなど、適切な処遇を妨げるおそれもあることから、本人又はその保護者への助言や学校等への連絡等、時機を失すことなく行うことを規定したものである。

なお、これらの措置は、少年の健全な育成を期して行われる任意の措置であり、これにより少年法第41条及び第42条に規定するいわゆる全件送致主義を没却することのないよう留意する必要がある。

また、関係機関への送致又は通告は、捜査又は調査が終了した後、速やかに行うものとする。

(2) 年齢の確認（第36条関係）

少年法及び少年警察活動規則における少年の定義は、20歳に満たない者をいうとされているが、特定少年については保護事件等の特例が定められていることに留意すること。

(3) 呼出し上の留意事項（第43条関係）

呼出簿（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）別記様式第8号の呼出簿をいう。）は、犯罪少年事件の捜査を担当するすべての所属において、必ず備え付けるとともに、少年の被疑者等に対して任意出席を求める際には、呼出簿の各欄の所要事項を確実に記載した上、警察本部長又は警察署長に報告して、その指揮を受けること。

(4) 取調べ上の留意事項（第44条関係）

第2項に規定する「その他適切な者」と認められるかどうかは、飽くまで少年の保護及び監護の観点から判断されるものであり、少年を保護又は監護する者と通常いえない者は含まれない。「その他適切な者」の例としては、少年の在学する学校の教員、少年を雇用する雇用主等が挙げられるが、保護者その他の適切な者の立会いについては、個別の事案に即し、この趣旨に沿って対応すべきものである。

(5) 触法調査及びぐ犯調査の基本（第51条及び第68条関係）

「可塑性」とは、少年の健全育成の関係では、少年が非行から立ち直る可能性を意味する。「迎合する傾向にある」とは、質問の担当者の威圧感に萎縮し、反論することが困難であると感じた場合等に、少年が自分の認識等を曲げて担当者の意図に沿うような回答をしやすいことをいう。「被誘導性」とは、例えば質問者が自分の求めている回答をするように仕向けた質問をした場合に、回答者が自分の認識等を曲げ、質問者の誘導に沿った回答をするという特性を意味し、「被暗示性」とは、例えば質問者が回答をほのめかすような質問をした場合に、回答者が自分の認識等を曲げ、質問者の暗示に沿った回答をするという特性を意味する。

(6) 少年補導職員が行うことのできる触法調査又はぐ犯調査（第53条及び第70条関係）

訓令第53条第1項の規定により指定を受けた少年補導職員が行うことができる触法調査又はぐ犯調査は、触法少年事件又はぐ犯調査の原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等を明らかにするために必要な調査であり、押収、捜索、検証及び鑑定の嘱託については、これを行うことはできない。

(7) 調査主任官（第55条及び第72条関係）

調査主任官は、犯罪捜査における捜査主任官に相当するものであり、その指名については、「熊本県警察の犯罪捜査に関する訓令の運用について

(通達)」(平成15年1月6日付け熊搜一第6号)9(1)に規定する捜査主任官の指名の例による。ただし、犯罪捜査とは業務量等の異なる点もあることから、指名に当たっては、次の2点に留意するものとする。

ア 捜査主任官は指名すべき事件の範囲が定められているが、調査主任官はすべての触法少年事件及びぐ犯少年事件について指名すること。

イ 触法少年事件又はぐ犯少年事件であって、送致若しくは通告するもの又は証拠物件があるものについては、原則として警部以上の階級にある警察官を指名すること。

(8) 付添人の選任等(第56条関係)

触法調査に関し、少年及び保護者は、いつでも弁護士である付添人を選任できることを踏まえ、少年及び保護者に対する付添人制度の説明等に配慮すること。

(9) 触法調査又はぐ犯調査に係る呼出し上の留意事項(第57条及び第73条関係)

触法調査又はぐ犯調査のため少年を呼び出すときは、少年警察活動規則の規定により作成する書類の様式を定める訓令(平成19年警察庁訓令第12号。以下「様式を定める訓令」という。)別記様式第40号の呼出簿を作成するとともに、少年又は重要な参考人を呼び出す場合においては、呼出簿の各欄の所要事項を確実に記載した上、警察本部の調査主管課長又は警察署長に報告して決裁欄に押印等を求めるなど、その指揮を受けなければならない。

(10) 質問上の留意事項(第58条及び第74条関係)

ア 触法少年に係る触法調査又は低年齢少年に係るぐ犯調査の質問は、任意の供述を得ることを目的とするものであり、強制にわたることがあってはならない。このため、「分からぬこと」は「分からぬ」、「知らないこと」は「知らない」と答えてほしいこと、「言いたくない」とは「言わなくていい」ことなどを伝えるものとする。その際、少年に

「正直に話をしなくてよい」という誤った意識を生じさせることがないように、「本当のことを正直に話してほしい」ことを少年が納得するよう話をするなど、個々の少年の状況等を踏まえつつ、分かりやすく伝えることに努めなければならない。

イ 「当該少年の保護又は監護の観点から適切と認められる者」としては、少年の同居の親族、少年の在学する学校の教員、少年を一時保護中の児童相談所の職員、弁護士である付添人等が対象となり得る。適切と認められるかどうかは当該少年の保護又は監護の観点から個別に判断する必要がある。その上で、立会いをさせるかどうかを、低年齢少年の特性に配慮しつつ、「当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資する」との趣旨に合致するか否かという観点から、個別の事案に即して判断しなければならない。

(11) 所持物件の措置（第62条関係）

ア 第3項に規定する「押収物公告」は、押収物に係る触法少年事件を担当する係において、警察署の掲示場に14日間掲示して行うものとする。

イ 公告をした日（押収物公告を掲示した日の翌日から起算して14日を経過した日をいう。以下同じ。）から6ヶ月を経過しても還付先等が判明しないときは、その押収物は県に帰属する。

ウ 公告をした日から6ヶ月の期間の計算については、民法（明治29年法律第89号）第140条ただし書の「初日不算入の原則の例外」に該当することから、期間の初日を算入すること。

(12) 触法調査関係書類の作成（第66条関係）

ア 触法少年の申述書を作成する場合は、少年の年齢、知能等に応じた平易な言葉を用い、当該少年の署名及び押印又は指印（以下「署名押印等」という。）を求める。また、事情聴取に立ち会い、又は申述書の内容を確認した保護者がある場合には、当該保護者にも署名押印等を求め

ること。

イ 触法少年に様式を定める訓令別記様式第4号の任意提出書、別記様式第15号の所有権放棄書及び別記様式第16号の還付請書（以下「任意提出書等」という。）を作成させるときは、少年の年齢、知能等に応じた平易な言葉を用い、各書類の意義等について、丁寧に説明すること。任意提出書等には、当該少年の署名押印等を求めること。また、事情聴取に立ち会い、又は任意提出書等の内容を確認した保護者がある場合には、当該保護者にも署名押印等を求めること。

(13) ぐ犯調査関係書類の作成（第80条関係）

ぐ犯少年の申述書その他の関係書類を作成する場合は、少年の年齢、知能等に応じた平易な言葉を用い、申述書には当該少年の署名押印等を求めること。また、事情聴取に立ち会い、又は申述書の内容を確認した保護者がある場合には、当該保護者にも署名押印等を求めること。

4 少年の保護のための活動（第4章関係）

(1) 福祉犯の被害少年の保護等（第87条関係）

ア 福祉犯の被害少年については、身体的・精神的な打撃が大きく、心身に傷を受けたことが非行の原因となる場合もある。また、いわゆる援助交際に起因する児童買春事件にみられるように、被害少年において被害者意識が希薄であるために反復して被害に遭う場合も少なくない。このようなことから、福祉犯事件については捜査を尽くすことに加え、保護者、学校関係者等に被害少年の非行防止及び再被害防止に関し配慮を求めるとした。

イ 福祉犯については、風俗営業に係る18歳未満の者の使用や20歳未満の者に対する酒類又はたばこの提供にみられるように、特定の営業において反復継続的に少年が被害者となる場合もみられることから、同種の犯罪の再発を防止する観点から、福祉犯事件に関係した事業者を指導・監督する行政機関に対し、当該事件について連絡し、再発防止のた

めの取組を促すなどの必要な措置を執るべきこととした。

(2) 児童虐待を受けたと思われる児童に係る活動（第90条関係）

児童虐待は、児童の安全確保を最優先とした対応の徹底を図るとともに、被害児童の保護に向けた関係機関との連携の強化、厳正な捜査と被害児童等の心情や特性に配慮した聴取、被害児童に対するカウンセリング等の支援、警察本部人身安全対策課への情報の集約と組織としての的確な対応を執り、児童の生命・身体の保護のための措置を一層積極的に講じていく必要がある。

5 記録（第5章関係）

(1) 少年事件処理簿（第93条関係）

少年事件処理簿は、触法少年事件、ぐ犯少年事件について作成するものとし、これを作成した警察署少年担当係において、作成番号を付し、編てつ・保管すること。

(2) 少年事案処理簿（第94条関係）

少年事案処理簿は、要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童について作成することとし、これを作成した警察署少年担当係において、作成番号を付し、編てつ・保管すること。

(3) 少年カード（第96条関係）

少年カードは、原則として送致又は通告を行う前に作成し、捜査又は調査によって明らかにされた事項を記録すること。

(4) 保存期間

少年事件処理簿、少年事案処理簿及び少年カードの保存期間は、当該少年が死亡し、又は20歳に達した時までとする。

※ 別記様式（略）